

答申の概要

諮問第 142 号 静岡空港自然環境モニタリング調査業務委託報告書の部分開示決定に係る異議申立て

件名	静岡空港自然環境モニタリング調査業務委託報告書の部分開示決定に係る異議申立て
本件対象文書	<ul style="list-style-type: none">平成 15 年度静岡空港自然環境保全対策事業その 1（自然環境モニタリング）に伴う調査業務委託報告書平成 15 年度静岡空港県単独空港整備工事に伴う調査業務委託（自然環境保全対策：自然環境モニタリング 2）報告書
非開示理由	条例第 7 条第 6 号（事務事業情報）
実施機関	静岡県知事（空港部静岡空港建設事務所）
諮問期日	平成 17 年 3 月 31 日
主な論点	貴重種等の生息場所は、環境影響評価書の公告・縦覧が行われた場合、開示しなければならないか。
審査会の結論 静岡県知事が一部を非開示とした決定は、妥当である。	
審査会の判断 1 本件公文書の内容 実施機関は、空港建設工事による自然環境への影響を最小限にするため、空港建設工事区域周辺部の環境保全を目的とするモニタリング及び空港建設工事区域に生息する貴重な動植物の移植・増殖を図る目的での調査・研究を実施している。本件公文書は、平成 15 年度に実施したモニタリング等による保全対策業務及び調査・研究成果の報告書である。 当審査会において本件公文書を見分したところ、本件公文書には調査地点、調査地点を含む空港建設工事周辺の地図、空港周辺域河川で確認された魚類の名称、絶滅危惧種等の環境省及び静岡県版レッドデータブックにおける生物の保護に係るカテゴリーの情報並びに調査地点ごとの各調査年度における魚類の確認状況に関する表が記載されていた。これらの情報から、空港建設工事周辺の貴重種等の名称と調査地点を合わせることで貴重種等の生息場所を把握することが可能になるものと認められる。 2 条例第 7 条第 6 号該当性について 実施機関は、貴重種等の生息場所が特定できる情報に係る部分は、条例第 7 条第 6 号ウに該当すると主張しているため、その該当性を検討する。 条例第 7 条第 6 号ウは、「県の機関が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれがあるもの」を非開示情報として規定している。 実施機関は、近年、県民の環境保全意識が高まる一方で、社会情勢や国民意識の変化により、野生生物の乱獲や売買のような個人の占有願望を満たそうとする行為が危惧され、このような中で貴重種等の生息場所に関する情報を全面的に開示した場合には、第三者による捕獲等の可能性があり、適正な調査結果とこれに基づく保全対策業務の遂行にも支障を及ぼすおそれがあると主張する。	

静岡県版レッドデータブックでは、希少な野生生物を指標として、大規模開発など様々な人間活動の野生生物に与える影響を予測しながら、野生生物の絶滅を防ぎ、種の多様性を守るため、種を取り巻く環境及び種の生息できる環境を保全していくことの必要性が述べられている。近年、都市化や工業化の進展により、自然環境に大きな変化が生じており、貴重な生物を保護するための様々な取組みが求められていることは時代の要請であり、空港整備事業を行う実施機関においては、同時に自然環境の保全・復元対策を行うことが重要であるのは言うまでもない。

しかし、異議申立人の主張するように、空港建設工事周辺に生息する貴重種等の生息場所は、既に「静岡空港整備事業に係る環境影響評価書」(平成7年1月)の調査によって公表されている。

環境影響評価制度とは、開発による自然環境の破壊、大気汚染及び水質汚濁などを防止し、良好な居住環境を保持していくため、事業の実施が環境に対してどのような影響を与えるかについて、事業の実施前に調査、予測及び評価を行うものである。環境影響評価書が公表された平成7年当時の静岡県環境影響評価要綱によれば、事業者は、当該調査等の事項を環境影響評価準備書として公告及び縦覧に供すること、空港建設工事周辺の関係地域内において説明会を行うこと、当該関係地域内に住所を有する者(以下「関係住民」という。)は、環境影響評価準備書について意見を述べるができること、並びに、環境影響評価準備書に関係住民の意見に対する事業者の見解を加えた環境影響評価書を公告及び縦覧に供することなどが規定されている。

さらに、環境影響評価書には、工事中は監視計画に従って周辺環境への影響を監視・調査し、その結果を定期的に関係住民に報告すると記載されている。

しかしながら、環境影響評価制度は、工事周辺の関係住民に説明を行い、関係住民から意見を集約する手続を定めていることから、環境影響評価書の公告及び縦覧については、主に関係住民を対象としたものと考えられる。

一方、条例の定めた情報公開制度は、何人に対しても、理由や目的を問わず開示請求を認める制度であることから、開示・非開示の判断に当たっては、開示請求者が誰であるかは考慮されないものであり、開示請求があれば誰に対しても同じ情報を公開する制度である。このため、本件公文書を開示することによって、貴重種等の生息場所が公になれば、第三者による捕獲等を容易にし、実施機関が行う貴重種等の生息環境の保護対策を含む環境の整備・保全を図るための事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、何人をも対象とする情報公開制度においては、環境影響評価書の公表を理由に、常に開示すべきことにはならない。

以上のことから、本件公文書中の貴重種等の生息場所に関する情報については、これを開示することにより、第三者による捕獲等の可能性があり、適正な調査結果とこれに基づく保全対策業務の遂行にも支障を及ぼすおそれがあるものと認められ、条例第7条第6号ウに該当し、非開示とすべきである。

なお、当審査会は、情報公開制度の趣旨から上記のとおり判断したが、実施機関は、環境影響評価制度の趣旨を踏まえ、関係住民に対しては、工事周辺に生息する生物の状況の変化及び適正に環境保全が図られているかについて、適切な情報提供を行う必要があると考える。